

西条市農業委員会 令和4年度 第3回総会 議事録

1. 日 時 令和4年6月6日(月) 午後1時55分から午後3時30分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番 越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番 戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	24番 高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

○欠席者氏名

なし

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	23番	山内 信政
	2番	一色 信之	12番	森田 忠成	24番	大西 宗次郎
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	25番	佐々木 則幸
	4番	加藤 武司	14番	武方 謙一	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	18番	山内 強	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正		
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		

○欠席者氏名

15番 武田 義臣 22番 永井 和俊

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による「別段の面積」の設定について
議案第7号 令和3年度西条市農業委員会事業報告について
議案第8号 令和4年西条市農業委員会事業計画（案）について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋修平	東予分室長	渡邊賢一郎
事務局次長	田口剛洋		
事務局主査	渡邊龍也	事務局主任	宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和4年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和4年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人の指名をいたします。
高橋豊重委員、西原昇委員の両委員にお願いいたします。
欠席届が推進委員の15番 武田義臣委員、22番 永井和俊委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、全員出席の24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。
書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。
4ページをお願いいたします。
24号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
25号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇県の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
26号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
27号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
28号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。
以上、5件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、5件であります。24号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 24号 問題ありません。
25号 問題ありません。
26号 問題ありません。
27号、28号 問題ありません。

議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>「異議なし」ということでありますので、以上11件を原案どおり許可することといたします。</p>
<p><u>農地法第4条関係</u></p>	
議 長	<p>次に、6ページ、第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。</p> <p>議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>7ページをお願いいたします。</p> <p>3号は、〇〇の〇〇氏が、違反転用を是正する申請であり、自己住宅を建設しようとするものでございます。</p> <p>本件は、申請人の父親が、昭和60年に自宅建て替えの際、宅地部分に建てるべきところを南側の農地部分にも一部住宅を建てていました。</p> <p>申請人からは、「父親の不注意により農地法違反になりました。今後は専門家の意見を聞き、農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。</p> <p>4号は、〇〇の〇〇氏が、違反転用を是正する申請であり、宅地拡張をしようとするものでございます。</p> <p>本件は、申請人が申請地の農地を誤って宅地と認識し、農業用倉庫を新築、住宅を増築及び駐車場等に利用しておりました。今回、宅地の敷地調査を行ったところ、農地法違反であることが判明しました。</p> <p>申請人からは、「今後同様な事態の起こらないよう、細心の注意を払って参りたい」との始末書が提出されております。</p> <p>以上2件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上、2件であります。3号、4号について、ご意見・ご異議等を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
地区委員	<p>3号 問題ありません。</p>

4号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、8ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、27号について審議いたします。
当案件について、〇〇委員は、申請者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 9ページをお願いいたします。
27号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
以上、1件ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件であります。地元委員さんからご意見・ご異議等伺いたいと思います。

地区委員 27号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり

承認することとし、知事に進達いたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場)

審議を再開いたします。

残りの11件について、事務局から説明いたします。

事務局 28号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

29号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外3名から所有権移転を受け、建売住宅及び宅地分譲に転用しようとする申請でございます。

30号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇県の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅6棟を建設しようとする申請でございます。

31号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自動車販売店及び整備場を建設しようとする申請でございます。

32号は、違反転用是正の申請であり、〇〇の有限会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、平成18年3月に申請人が会社を設立し、事業を開始した時期に工事用車両の駐車場がなかったため、農地転用の許可無く違反転用を行ったものでございます。

4条同様に、申請人からは、「今後同様な事態の起こらないよう、細心の注意を払って参りたい」との始末書が提出されております。

33号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、譲受人からの依頼で平成28年頃から不定期に寺の臨時駐車場として墓参の期間等において貸し出しておりました。

申請人からは、「以後このような行為のないよう農地法を順守いたします」との始末書が提出されております。

34号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、ブルーベリー関連商品の販売及び食品倉庫を建設しようとする申請でございます。

35号は、〇〇県の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃貸借権設定を受け、店舗及び貸店舗用地、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

36号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

37号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

38号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が申請地に隣接する宅地の整地を行う際、業者により農地部分にも土が搬入されました。以後、そのままの状態であり、申請人からは、「このようなことが発生したのは十分な調査や打ち合わせを行わなかったことが原因であることから、今後は法令を十分調査するとともに関係者によく確認し、再びこのようなことが起こらないようにします」との始末書が提出されております。

以上、11件であります。28号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員

28号 問題ありません。

29号、30号 問題ありません。

31号 問題ありません。

32号 問題ありません。

33号 問題ありません。

34号 問題ありません。

35号 問題ありません。

36号 問題ありません。

37号 問題ありません。

38号 問題ありません。

議長

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上11件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長

次に、12ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対

する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 1 2 ページの次の資料が抜けておりましたので、お詫びいたします。

右上に追加とある資料をお願いいたします。

1 号、位置見取図は 1 3 ページで、〇〇地区の県営圃場整備の区域内であり、非農地区域に設定されていますが、圃場整備完了前に分家住宅を建設する必要があることから、農用地区域を除外しようとする申請でございます。

2 号、位置見取図は 1 4 ページで、〇〇の医療法人〇〇が、救急病棟等を新設することとなり、職員及び利用者数の増加を見込み、既存の駐車場では不足することから、施設の北側に新たに駐車場を建設するため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

3 号、位置見取図は 1 5 ページで、〇〇の〇〇氏が、〇〇で農業を営んでいるものの、福武の自宅から農地までの移動に時間を要することから、耕作に適した申請地に自己住宅を建設するため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

以上、3 件ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、3 件であります。1 号から地元委員さんのご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 1 号 問題ありません。
2 号、3 号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上 3 件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、1 6 ページ、議案第 5 号 農用地利用集積計画に対する意

見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

18ページをお願いします。

まず、お手元に配布しております2ページ及び18ページの差し替えについて説明いたします。

19ページの新規就農者の利用権設定については、議案書発送後に、貸し手である所有者から設定を取消したいという申し出があり、双方同意の上、申請の取り下げがされております。

そのため、2ページの利用権設定の面積及び18ページ的面積が変更となっておりますので、ご了承をお願いします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから71ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、309件、面積は、87万6,397.37㎡となっております。そのうち、所有権移転は、5件、面積は、1万274㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いたします。

委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農地法第3条第2項第5号関係

議長

次に、72ページ、議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による「別段の面積」の設定について、内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会
が定めようとする「別段の面積」の設定についてご説明いたします。

農地の権利取得における下限面積につきましては、法定の面積として、北海道を除く都府県では 50 アールとされており、地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げることが可能となっております。

この「別段の面積」は、農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号により、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十（40%）を下らないように算定されるものであること。」との規定されております。

本市では、平成 27 年度に別段面積を「西条市全域で 40 アール」と設定しておりますが、農地法 30 条の規定による利用状況調査に基づき「別段の面積」の設定および修正の必要性について、ご審議をお願いするものです。

お手元の資料（令和 4 年度 別段の面積の基準（農地法施行規則第 17 条））をご覧ください。

この資料は、農家基本台帳を基に経営耕地面積ごとに分類した農家数等に補正を加えたものです。具体的には、右から 3 列目の補正値の欄ですが、以前の農業委員の選挙資格が経営耕地面積 10a 以上であったことから、それを踏襲し、別段の面積 10a（0.1ha 未滿）の農地面積に該当する農家戸数は、農家基本台帳の 5,709 戸に対して 0 戸としております。

次に、農林業センサスにおいて調査対象となる露地野菜作付面積は 15a 以上でありますので、別段の面積 20a（0.1ha から 0.2ha 未滿）の農地面積に該当する農家戸数は、農家基本台帳の 2,092 戸に対し、その 2 分の 1 に補正し、1,046 戸としております。

以上のような補正を行った結果、「別段の面積」が 40a では、農地を耕作する戸数が全体戸数の 42%を占めており、農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号で規定する「おおむね 40%」に該当することから、引き続き、西条市全域で別段面積を 40a に設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長 今後、下限面積の撤廃によってどのような解釈をするのか。具体的に決まっていないため、県から情報が入り次第、皆様に情報提供させていただきます。

以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。
委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

曾我敏数委員 農地を購入する場合、40a 経営面積がないと購入できない。現在、売り手がいても買い手がない。40a の下限面積の設定を慎重に判断してもらいたい。

議長 下限面積の計算方法により設定している。農地の借り入れも含めた経営面積とし、購入のみだけで40a を確保できるかどうかでは判断していない。

曾我敏数委員 このままでは耕作放棄地が増え続ける。もう少し緩和できるなら、西条市として緩和してもらいたい。

事務局 先程説明したとおりの計算方法により、多くの市町が計算している。移住推進するような市町では、独自の下限面積設定をしているところもあります。農地法第3条第2項第5号に基づき基準設定しておりますので、ご了承いただければと思います。

曾我敏数委員 西条市として40a を決めているのか。

事務局 「別段の面積」が40a では、農地を耕作する戸数が全体戸数の42%を占めており、全体の農家戸数に占める割合が40%以上となっていることから、農地法施行規則第17条第1項第3号で規定する「おおむね40%」に該当することから、西条市として40a を設定している。

曾我敏数委員 40a 以上の経営面積となると難しい。

事務局 今国会で下限面積の撤廃について法案が成立しましたので、国から取り扱いについて情報があるかと思います。

議長 西条市としては、従来通りの計算方法により設定している。その他、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございました。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとします。

事業報告・事業計画関係

議長 次に、別冊の議案書その2、2ページ、議案第7号、令和3年度西条市農業委員会事業報告について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、別冊で配布しております、議案書（その2）をお手元にご用意ください。

「令和3年度西条市農業委員会事業報告について」説明させていただきます。総会議案書 その2 3ページをお願いします。

令和3年度は組織活動体制の整備を進めるとともに、総会を始めとする、各種会議を開催し、議案の審議はもとより、諸問題への迅速な協議・対応を行うなど、農業委員会の円滑な運営に努めました。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視察、研修等の一部事業を中止しました。

第2 会議に関する事項につきましては、3ページから4ページは昨年度開催した、総会、幹事会の内容をまとめたものでございます。

次に5ページをお願いします。第3の遊休農地対策ですが、

2,091筆、184haを対象に、農地パトロールを実施し、遊休農地面積、約21.5haの改善が見られました。

第4 農地法等の申請による新規就農の面接につきましては、9件実施いたしました。許可及び設定面積は、42,252㎡となっております。

委員の皆様におかれましては、新規就農者への、農業指導、育成等、今後ともよろしく願いたいと思います。

第5 和解の仲介は、ございませんでした。

6ページの 第6 農業委員の組織体制、第7 事務局の組織体制となっております。

7ページをお願いします。

農地法第3条の権利の移転関係からでございますが、

(1) 権利区分別状況 合計201件、約46haの権利移動が行われました。

(2) は、農地別移動状況で、移動筆数371筆となっております。

(3) は、3条申請取消、3件、4,395㎡、

(4) は、相続届出件数、91件、約46ha、

(5) は、農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知件数、406件、約105ha、8ページ、(6) は、買受適格証明件数、

1件となっております。

農地法第4条、5条の転用の関係でございます。

4条が22件 約2.9ha、5条が138件 約10.8haとなっております。目的別の転用状況は、4の表のとおりとなっており、4条5条合わせまして、160件、約13.8haの転用がなされております。

次に、9ページでございます。第2 利用権設定等の状況ですが、新規契約と更新された件数、面積それぞれ合わせまして、2,038件、約560haとなっております。

第3 認定農業者ですが、個人525名、共同体14団体、法人70法人、計609経営体が認定農業者となっております。

続きまして 第4の農業者年金に関する事項でございますが、受給者数が380名、待機者数が39名となっております。

10ページは、農業委員会関連の1年間の会議等の状況等を記載しておりますのでお目通しいただけたらと思います。

続きまして、11ページ 令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。先ほどの事業報告と説明が重なるところがございますので異なるところのみを抜粋し、説明させていただきます。

11ページについては昨年度末の農業委員会の状況でございます。

12ページ、担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。1の現状でございますが、これまでの集積面積3,028ha、集積率は、53.8パーセントとなっております。2の目標面積は、市の農業経営基盤促進に関する基本構想を参考にしており、2,987haの集積実績となっております。3の目標の達成に向けた活動ですが 農地の意向確認調査を踏まえ利用集積に向けた掘り起こしやあっせん活動に努めてきたところでございます。

次に、13ページ、新規参入の促進でございます。2の参入実績ですが、13経営体、6.2haとなっており、参入目標、4経営体で、参入目標面積、5haに対し、達成状況のとおり、325%、124%の達成率となっております。3の目標達成に向けた活動の中にもありますように、農業関係団体による農家相談会や、遊休農地の情報の周知などを行っております。

続きまして、14ページ、遊休農地に関する措置でございます。1の現状でございますが、遊休農地面積は162ha 率にしまして、2.8%となっております。

解消目標10haに対し、解消実績21.5haで、達成状況215%となっております。

次に、15ページ、違反転用の現状につきましては1.3haとなっており、実績は1.5haで0.2ha増となっております。

続きまして17ページ、3 農地所有適格法人でございます。農地法6条により、農地所有適格法人は、毎年「事業の実施状況、決算状況などを農業委員会に報告しなければならない。」

と定められております。

本市の農地所有適格法人は、現在、49法人となっております。次に、4、情報の提供についてですが、賃借料情報については市ホームページや事務局窓口にて公表しております。また、調査対象における件数は、利用権設定の賃貸借契約を参考にしております。

農家台帳上の整備につきましては、異動のあったものを中心に随時手入れを行っております。

なお、11ページから18ページまでの点検・評価につきましては、公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、市HPにて、公表させていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和3年度西条市農業委員会事業報告についての説明を終わらせていただきます。

議長 令和3年度の事業報告については、次長が説明したとおりですので、よろしくご審議お願いいたします。

委員の皆さん、何かご意見等ございませんでしょうか。

一色達夫委員 14ページの遊休農地に関する措置に関する評価で、3の「2の目標の達成に向けた活動」の活動計画のその他の活動に、農業委員会として非農地と判断し、農地所有者等に通知するという活動を行っております。

私の担当する地域において、10.7haの非農地と判断して農地の所有者にお知らせしました。この10.7haの実績はどこに反映されているのか。

事務局 2の「令和3年度の目標及び実績」の解消実績②の21.5haに反映されております。

曾我敏数委員 売買した際に、譲受人の3年3作という運用があるが、耕作の確認を行っているのか。

議長 病気等のやむを得ない事情により耕作できない場合は仕方ない。

曾我敏数委員 本人の申し出による確認であるのか。

議 長 地元の委員さんにも確認してもらいながら、判断してもらいたい。

曾我敏数委員 地元の委員さんの意見を聞きながらになると、我々は判断に困るため、農業委員に判断させるのは止めてもらいたい。本人の申し出により決めてもらいたい。

議 長 農業委員から事務局に報告し、事務局から指導という形を取っていただきたい。

曾我敏数委員 医療費等の支払いのため、売り手側がまとまったお金がある場合に、農地売買の相談に応じてあげないといけないことから、質問させていただきました。

議 長 令和3年度西条市農業委員会事業報告について、その他異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

議 長 19ページ、議案第8号、令和4年度西条市農業委員会事業計画(案)について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
20ページをお願いします。令和4年度事業計画案でございます。重点事項等、要点を抜粋してご説明させていただきます。
1の基本方針ですが、本文、3行目から記載しておりますが、今年度も、3つの柱をもとに取り組んでまいります。
ひとつめは、担い手への農地の集積、集約化、二つ目は遊休農地の発生防止、三つ目は新規就農者の育成確保となっております。
2の重点課題ですが、主なものとして、
(1)「農地最適化活動の目標の設定等の事務の実施」を踏まえた、農業委員会組織体制の整備・強化に、取り組んでまいりたいと考えております。

(3) の、農地の集積と担い手確保・育成の推進、
(4) の農地利用の最適化に向けた取り組みの指導については、
農業委員、関係各所との連携を一層密にし、
取り組んでまいりたいと考えております。

(6) の遊休農地の解消対策ですが、
そのひとつの方策として非農地判断に向けた取り組みも
推進したいと考えております。

3の農業委員会の活動方針及び事業内容は、昨年と同様ですので、
後ほどお目通しいただけたらと思います。
続きまして 22ページ、令和4年度最適化活動の目標の設定等
についてご説明いたします。

こちらにつきましては、今年度から最適化活動の目標を設定し、
最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況について点
検・評価して、その結果を公表することが定められました。

そのため、新たな様式となっております。

22ページ、Iの1は、令和4年4月1日現在の農業委員会の現状
となっております。農家数及び農業者数は、2020年農林業センサス
の最新の公表値を使用しております。後ほどご確認いただけたらと
思います。

続きまして、23ページをお願いします。

II 最適化活動の目標

(1) 農地の集積に係る目標についてです。

農地の利用集積率の目標が80%未満の農業委員会では、県
の「農業経営基盤強化促進基本方針」で定めた農地の利用集積
の目標の達成に向けた当年度の集積面積の目標を設定すること
となっております。県の令和5年の目標集積率が69%ですが、
市の目標設定の考え方が示されているときは、それを農業委員
会の目標とすることができることとなっており、昨年度、本市
の同基本方針の見直しにより10年後の令和13年度に集積率
60%となっておりますので、それを農業委員会の目標設定と
しております。

(2) 遊休農地の解消に係る目標についてです。

昨年度の利用状況調査により、緑区分（人力や農業用機械で
草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能な農地）
の遊休農地面積が73ha、黄区分（草刈りや農業用機械では直
ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用
すべき農地）の遊休農地面積が46haの合計118haが1号
遊休農地面積となっております。

目標の考え方についてです。

令和3年度の利用状況調査で判明した「緑区分」の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間掛けて解消することが目標設定することとなり、73haを解消するためには、毎年度15haの解消が必要となりますので、緑区分の遊休農地の解消目標面積15haとなっております。

黄区分の遊休農地の解消目標について、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は、46haで、遊休農地解消のための工程表を作成することが目標となります。

イの新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地が解消目標面積となり、10haとなります。

24ページ、

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題については、令和元年度から令和3年度までの新規参入者数及び新規参入面積となっております。

目標の考え方ですが、新規参入者への貸付等について同意を得た農地を公表することになりますが、その目標の面積については平成28年度から平成30年度までの各年度の権利設定等の面積の平均の1割以上となるように設定することとなり、64.4haが目標面積となります。

2 最適化活動の活動目標について、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、全国農業会議から10日を目標に示されておりますので、月10日を目標としております。

(2) 活動強化月間の設定目標は、8月～10月を取組時期とした「農地パトロールによる遊休農地の状況確認」としております。

(3) 新規参入相談会への参加目標としては、農協及び行政等が行っております農業に関する相談会を対象とし、新規就農者の相談に対応する相談への参加として、周桑及び西条地区で、それぞれ年間3回とし、委員さんの参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とし、計6回としております。

令和4年度最適化活動の目標の設定につきましては、先ほどの点検・評価と同様に公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、市HPにて、公表させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。以上 簡単ではございますが、令和4年度西条市農業委員会事業計画案についての説明を終わらせていただきます。

議長 ただ今、次長から説明がありました。活動の日数は、10日とあります。耕作に農地に行く際に、農家通しの情報交換に努めてもらいたい。会議に出席することが目的ではない。地域の座談会の中で、地域農業の問題をどのように解決するかを議論することが目的で、その内容を記帳してもらいたい。

10日間を農業委員の活動として実施するのは難しいが、地域の中で些細な話題のメモを取る習慣を身に付けてもらいたい。

次長が説明しました内容について承諾していただけますか。

曾我敏数委員 活動評価というのは、我々の働きを評価するということか。

議長 そのとおりです。

曾我敏数委員 我々の働きが足りない理由で、報酬の見直しもしないということか。

議長 国からは農業委員、推進委員はどのような活動をしているのか。活動が見えてこないということで、見直しが図られている。

曾我敏数委員 農業委員の報酬を増額改正するべきではないか。

議長 市町によって報酬額は違っている。

曾我敏数委員 一番報酬が高いところに報酬を統一すべきである。

一色達夫委員 事業計画（案）について、予算付けがどのようになっているのかということについて、農業委員会としての予算付けは厳しいものがある。前回の幹事会で予算書を見てわかりました。新しく農業委員会だよりを発行しようとしても財政部局に認めてもらえない。現状が幹事会で明らかになりました。

予算を積極的に要求していく活動をしていかないと農業委員会の地位が向上していかない。

最適化活動が設定されて、10年度の集積率が60%という目標に向かって活動をしていかないといけない。そのための基礎データとして、青地・白地の農地面積、その農地面積の改良化率の面積を昨年度要求しております。慣行小作権の設定されている農地はどのくらいあるのかの面積提示もお願いしている。慣行小作権の相続ができていない農地から遊休農地になりかねないところがあると思

う。2年後を目途に、どの農地を保全するのか、耕作していくのかを決め、非農地として判断していくのかをすみ分けをしていかなければならない。最適化活動として目標10日間が設定されているということで、農業委員としての資質向上に向けて、活発に動いていかなければならないと思う。

村上繁敏委員 23ページの遊休農地の現状面積の合計面積が一致しない。

事務局 四捨五入の切り上げにより一致していないので、ご了承いただきたい。

議長 その他、ご意見等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件、原案どおり承認することいたします。

報告承認案件

議長 次に、74ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和4年4月16日から、令和3年5月13日までの受付期間中に、農地法第5条取消願1件、3条取消願1件、農地法第18条第6項、解約通知を15件、農地バンク農地登録1件、受理いたしました。

報告承認案件の取消願2件について、詳細説明いたします。

75ページの5条取消願の1号は、息子である〇〇氏が父親である〇〇氏から平成27年4月27日付け5条転用許可、使用貸借権設定を受けましたが、許可後に立地上、水害の危険があることや、父親が亡くなったことで、実家で生活することとなったことから、新築住宅建築を中止するための取消願が提出されました。

76ページの3条許可取消願の1号は、譲受人が長男の〇〇氏、譲渡人が四男の〇〇氏として、平成19年11月5日付け3条許可済であります。譲渡人である四男の申し出により、自分が知らな

いまま申請・許可されたもので、譲受人である長男と母親が虚偽申請により行ったことが推測されることから、許可の不正取得に当たり、母親及び長男は既に亡くなっているため、相続人の子供3名の同意により許可を取り消すものでございます。

なお、3条許可後に所有権移転登記は行っておりませんでしたので、取消により、譲渡人に権利が戻ることとなります。

議 長 何かご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農地法第3条第2項第5号による「別段面積」の設定について	原案承認
議案第7号	令和3年度西条市農業委員会事業報告について	原案承認
議案第8号	令和4年度西条市農業委員会事業計画について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和4年6月6日 午後3時30分